

議案第 48 号

災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について

災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和元年 9 月 4 日提出

里庄町長 加藤 泰久

(提案理由)

災害弔慰金の支給等に関する法律の改正に伴い、災害援護資金の償還免除等に係る町の調査権限が規定されたこと及び災害弔慰金等の支給に関する事項を調査審議するための合議制の機関の設置に努めることが規定されたため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年里庄町条例第14号）の一部を次のように改正する。

第2条中「豪雨」の次に「、豪雪」を加える。

第3条中「、令第1条に規定する災害」を「、町民が令第1条に規定する災害」に改める。

第4条第1項中「次に掲げるとおり」を「、次に掲げるとおり」に改め、同項第1号中「その他の遺族」を「、その他の遺族」に改め、同項に次の1号を加える。

(3) 死亡者に係る配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれも存しない場合であって兄弟姉妹がいるときは、その兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同じく同居し、又は生計を同じくしていた者。）に対して、災害弔慰金を支給するものとする。

第4条第2項中「父母及び祖父母については死亡した者の死亡の当時その者によって生計を維持し、又はその者と生計をともにした者を先にし」を削り、「ついでに養父母」を「ついでに、養父母」に改め、同条第3項中「第2項」を「、第2項」に、「前項」を「前2項」に改める。

第12条第1項中「災害援護資金」を「、災害援護資金」に改める。

第13条第1項第1号ア中「120万円」を「150万円」に改め、同項第3号中「「170万円」とあるのは」を「、「170万円」とあるのは」に、「「250万円」とあるのは」を「、「250万円」とあるのは」に改め、同条第2項中「10年」を「、10年」に改める。

第15条第2項ただし書中「ただし」の次に「、貸付金の貸付けを受けた者は」を加え、同条第3項を次のように改める。

3 償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第13条、第14条第1項及び第16条並びに令第8条、第9条及び第12条の規定によるものとする。

第4章の次に次の1章を加える。

第5章 雑則

(支給審査委員会の設置)

第17条 町に、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議するため、必要に応じて支給審査委員会を置く。

2 支給審査委員会の委員は、医師、弁護士その他町長が必要と認める者のうちから、町長が任命する。

3 前項に定めるもののほか、支給審査委員会に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。